

## 社会福祉法人 清心福祉会 内部管理体制の基本方針

令和4年3月25日 制定

社会福祉法人 清心福祉会（以下「法人」という。）は、令和4年3月25日の理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、法人の基本方針を以下のとおり決定した。

### 1. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）理事の職務の執行に関する文書は、法令及び「文書等管理規程」に基づき、適切に保存、管理する。また、理事及び監事は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できることとする。

### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）法人の運営に重大な影響を与えるリスクについては、「コンプライアンス管理規程」を制定し、その事象が予見、または、発生したときは規定に則り適切かつ速やかに対応することとする。

### 3. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）理事会は、定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

（2）理事会では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行う。

（3）必要な規程を整備し、各箇所の分掌事項と職務権限を明確に定めて、効率的な業務体制を整える。

（4）法人の事業に関する中長期計画及び年度計画を定め、その計画に基づいた事業の推進及び進捗状況の点検を行う体制を整備する。

### 4. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）職員が、法令及び定款に適合した職務執行を行うよう、「コンプライアンス規程」を周知徹底し、法令違反その他の不正行為の発生を防止するとともに、業務の適正を確保するためのコンプライアンス管理を推進する。

### 5. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

（1）監事が、その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、監事と協議の上、専任又は兼任の監査担当職員を配置する。

（2）監査担当職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととし、当該業務の執行にあたっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。

6. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

(1) 監査担当職員の異動、処分については、監事の事前承認を得る。

7. 監事の第5号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監事の監査が有効かつ円滑に行われるため、監査担当職員は監査の事項に精通した職員を、監事が任命する。

8. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他監事への報告に関する体制

(1) 監事は、理事が法人に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その報告を受けるほか、いつでも理事及び職員に対して報告を求めることができる。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 「内部通報制度に関する体制」を整備し、職員は直接、監事に通報することが可能な体制とするとともに、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにする。

10. 監事職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、監事と協議のうえ、予算に計上する。

(2) 監事はその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監事の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監事は、理事会及びその他重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べるとともに、理事の不正行為、重大な法令・定款違反等が認められるときは、自ら理事会を招集することができる。